

第二十二 五十音考

文學博士 佐藤誠實

五十音は、吉備眞備公の作れるなりとぞ、そは僧明魏の倭片假字反切義解に、到天平勝寶年中、右丞相吉備眞備公、取所通用假字眞假名四十五字省偏傍點畫、作片假字、抑四十字、音響反阿伊字江乎五字、此乃天地自然之倭語焉、是故堅列五字、橫列十字、加入同音五字爲五十字、然後弘仁天長年中、釋空海造四十七伊呂波、以便于女童、其體則草

書とありて、吉備公が片假字を作り、片假字にて、五十音を列ねたりと云へり、さて其書の五十音の列ねやうは、左の如し、

アイウエヲ	ワイウエオ
ヤイユエヨ	ナニヌネノ
タチツテト	ラリルレロ
ハヒフヘホ	マミムメモ
カキクケコ	サシスセソ

明魏は應永比の人にして、舊と藤原長親と云へり、仙源抄の跋を書きて、日本語に、平上去の三聲あることを云へり、契沖の和字正濫要略に明魏法師と云ふ人は假名文字遣ひを破りて、いゝをおえゑの類、みな、一つに書くべしと申されけるよし、或物に云へりとあるは、林羅山の鐵鎚に依りたるのみにて、鐵鎚は、此仙源鈔の跋を見誤りたるならんか、

管絃音義文治元年の作なりに依りて、圖を作れば、左の如し、

阿宇伊乎衣

訶俱幾古計

和宇爲於惠

一婆須志曾世

耶由以與衣

婆不比保遍

摩無美母免

羅留利呂禮

多都知上天

奈奴仁能禰

管絃音義には、阿行をば、初め一處には於と書き、次の二處には、乎と書きたり、今は多き方に就て、乎と書けり、

二 中歴反音五音の圖

アイウエオ	カキクケコ
サシスセソ	タチツテト
ラリルレロ	ナニヌネノ
ヤイユエヨ	ワイウエオ
ハヒフヘホ	マミムメモ

天文本倭名類聚鈔字切の圖

羅利留禮呂

摩彌牟咩毛

阿伊鳥衣於 可枳久計古

左之須世楚 多知津天都

那爾奴禰乃 波比不倍保

和爲有惠遠 夜以由江與

韻鏡開闔寛永四年 宥朔作直音拗音圖

アイウエヲ カキクケコ

サシスセソ タチツテト

ナニヌネノ ハヒフヘホ

マミムメモ ヤキユエヨ

ラリルレロ ワイウエオ

韻鏡開闔には「アイウエヲ」の「エ」を又は「エ」に作り「ワイウエオ」を又は「ワヒフヘオ」に作れり。

寛永十八年開版の韻鏡の五音五位之次第は、大方韻鏡開闔に同じ、但し「アイウエヲ」「ヤイユエヨ」に作る。

右の如く、五十音圖は種々さまざまなれども、今の世に行はる、圖は、悉曇の順序に稱ひたれば、此圖ぞ正しかるべき、されとも「アイウエヲ」の「オ」と「ワキウエヲ」の「ヲ」と「互」に紛れたるを、本居宣長先生が深く考へて正されしは、いと大なる功なりけり、契沖の和字正濫鈔、文雄の和字大觀鈔は、誤れる圖に依りたれば、其說大に窮せり、其初めは、必ず本居先生の説の如くなりしならん、後の物ながら、卜部懷賢後嵯峨皇比天の釋日本紀に、阿伊宇江於之五音相通而稱之と云ひ、天文本倭名類聚鈔も、上に引ける如く、阿行を於と書き、和行を遠と書きたり、いかに、本居先生の説は動くまじき名説なり。

倭片假字反切義解に、此五十音を吉備公の列ねたりと云へるは、如何にぞや、余は空海が悉曇を支那より傳へて後に、誰にかあらん、悉曇の順序に依りて、列ねたるかと思はる、なり、そは如何にと云はんに、我邦に五十箇の音の備はりしことは、「エ」得と云ふ言ありて、「ウ」と活用すれば、阿行の「エ」「ウ」なることを知るべく、「コエ越」と云ふ言ありて、「コユ」と活用すれば、也行の「エ」と阿行の「エ」と分ちありしことも知るべく、「クイ悔」と云ふ言ありて、「クユ」と活用すれば、此「イ」は也行なるを知るべく、「ウ植」と云ひて、「ウエ」と活用

すれば、此「ウ」は和行なることを知るべきなり、爾るに古事記、日本紀、萬葉集などにも「イキエエオヲ」の別は、いと嚴なれど、「イ」「エ」の中に、阿行、也行を分くることなく、「ウ」の中に、阿行、和行を分くることなし、是れ其時代は、我邦の人は、皆阿行にのみ唱へて、五十音の中四十七音ならではなかりしなり、されば、我邦の音のみに縋りては、かく五十音を列ぬることは、叶はぬことなれば、必ず依る所ありしならん、さて何にか依りしと云はん、支那の音韻などは、此次第とは、痛く異なれば、悉曇に依れりとすべし、此圖も、上に引けるが如く、いささかつの違ひはあれど、大體は、みな悉曇と同じこの故に、吉備公の作とするは疑はし、又世に圓仁の在唐記と云ふものありて、悉曇を載せて、多く眞假字にて、其音を注せり、此書果して當時の物ならば、五十音圖を作りし時には、參考になりしこと多かりしならん、

倭片假字反切義解に、吉備公が五十音を列ぬる時に、原來、四十五音にして、「イ」は阿行、也行に亘りて、一音なるを、新に二音を加へて、三音とし、「ウ」「エ」「ヲ」は阿和の二行に亘りて、各、一音づゝなるを、新に二音づゝ加へて、いづれも二音とし、字は舊の音に依りて、四十五の片假字を作りしが、空海に至り、伊呂波を作りて、四十七字としたりと云

ふ趣に記せり、是れ亦疑はし、明魏か吉備公の時の音は、今の如くなりと思ひたらんにもせよ、其時は、今日と同じく、四十四音にして、「エ」「エ」の別のなかりしことは、明魏より二百年許前なる、藤原信實後鳥羽天皇比の人が、繪師雙紙當時の書の臨木に依るなどを見ても知らるゝことにて、四十五音はなかりしなり、又吉備公の時には、四十七音ありしことは、萬葉集などを見て知るべし、されば何人にもあれ、從來の四十七音の上に、三音を加へて、五十音を作れりと定むべし、

因に云ふ、吉備公が片假字を作れりと云ふことは、古くは見えず、倭片假字反切義解の外には、卜部兼俱が日本紀神代鈔にも見えて、片假名は吉備大臣の作たりとありて、新井白石の同文通考には、之に依れり、其説の非なることは、已に辨へたるが如し、又、片假字を、大和假名と云ふことは、貝原好古が、大和事始元祿十年の作に、片假名、吉備、之を作れり、又、之を大和假名と云ふものは、吉備公の作にして、大和國に起るを以てなりとあり、又、谷川士清の日本書紀通證寶曆二年の作にも、孝謙帝御宇、下道眞備作旁假字、曰大和假字、桓武帝御宇、護命空海作母假字、曰出雲國假字とあり、是等の説は、殊に非なるべし、契沖の和字正濫鈔元祿六年の作には、片假名は、吉備公の作など云へど、させる證なし、若し

常の伊呂波と共に、弘法大師の作り給へり歟と云へれど、是も亦させる證なし、又五十音を吉備公の作なりと云ふは、倭片假字反切義解の外には、殊に古くは見えず、日本書紀通證に、世傳五音相通圖振之之音、而吉備公爲五字十行、書以旁假字と云へるは、倭片假字反切義解に依りて誤れるならん、思ふに、斯る説は、伊呂波草假字を、共に空海の作なりと云へるからに、五十音片假字を眞備の作なりと云ひて、一對のやうにしたるならん、なほ、倭片假字反切義解に就ては、他日、別に論ずることあるべし、又世に明了房信範記文永九年の著と云ふ者あり、五十音の次第、今と全く同じくして、爾も阿行の「エ」を「イ」と書き、也行の「イ」を「エ」と書き、和行の「ウ」を「子」と書いて、「エ」「イ」「ウ」を分てり、是は近世の僞書なる由にて、取るに足らず、況して、斯く分たんには、「ウ」は宇の字の省文なれば、和行の「ウ」を原のまゝにして、阿行の「ウ」を改むべきを、心附かざりしにや、或は之を助けて、「ウ」は宥の省文なりなども云へど、宥を假字眞假に用ひたる例なければ、此説は信じ難し、我が語學指南にも、姑く明了房の記に据りて記し、かど、今思へば、快くもあらず、

因に云ふ、和字正濫鈔に信範と云ふ僧涅槃經文字品に善男子有十四音名爲字義

とあるを、「アイウエヲカサタナハマヤラワ」の十四音なりと云ひし山記せり、韻鑑古來傳來の舊記に、文永之間、有明了房信範、能達悉曇掛錫於南京極樂院、閱此書、而即加和點、自是韻鑑流行本邦也とあり、信範記は、是等の説に据りて、僞造せる者なるべし、

此五十音の古く見えたるは、我が是まで見し書の中には、承暦三年に寫せる金光明最勝王經音義に、五十音の濁音を擧げて、婆毗父倍菩駄墮地時頭徒弟中缺我向義疑具求下夏吾五坐自事受是増とあれど、僞書なるべし、其次には、藤原基俊保延四年削髮の悦目鈔に、「ラリルレロ」の五文字も大切なりとて、ら文字を歌の首尾に居る、「リルレロ」も同じやうにして、五音の歌あり、又藤原清輔治承元年卒の奥義鈔に、「キ」「ク」も、五音の字なれば、同じ事なりと云ひ、其弟の僧顯昭の袖中鈔に、「マ」「メ」とは同じ五音なる故なりとも、「カケコクキ」の五音此列れかた叶へる故にとも云へり、其次は、上に引ける管絃音義の類にて、塵添瑩囊鈔にも、「タチツテト」「ラリルレロ」など云へり、

此五十音の初めは、國語の爲にしたる者なるべし、されども、盛に音韻の翻切に用ゐしことは、倭片假字反切義解とある題號にても、又其書の中に、父字子字など云へる

にても、二中歴に、反音五音と云へるにても、天文本倭名類聚鈔に、字切とありて其注に、切與反同、同音取下字、又一行之中、取下切字爲正字、輕重清濁依上字、平上去入依下字とあるにても知るべし、そは兎もあれ、角もあれ、五十音と云ふものは、我邦の言語の爲には、至極都合の宜しきものなり、